

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	群馬県教育委員会 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県教育委員会は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく群馬県内の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県教育委員会

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による群馬県内の特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	群馬県教育委員会では、群馬県内の特別支援学校に通う幼児児童生徒の保護者に対し、就学奨励費を支弁している。 具体的に実施する事務は、支弁すべき経費の算定に必要な資料の受理、審査、応答
③システムの名称	SchoolPro就学奨励システム(パッケージソフト)
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費負担金等収入額・需要額ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一項番26 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】番号法別表第二項番37 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 【提供】番号法別表第二項番26及び項番87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ネ、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号並びに第44条第1号ネ、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局特別支援教育課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局特別支援教育課 TEL027-226-4653

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	SchoolPro就学奨励システム(パッケージソフト)、紙、Excel	SchoolPro就学奨励システム(パッケージソフト)	事後	
令和1年6月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一項番26 主務省令第22条 特別支援学校への就学奨励に関する法律 第5条 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 第2条	番号法別表第一項番26 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第22条	事後	
令和1年6月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二項番37	【照会】 番号法別表第二項番37 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第23条 【提供】 番号法別表第二項番26及び項番87 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号並びに第44条第1号ホ、第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号	事後	
令和1年6月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	教育委員会特別支援教育室／県立、市立及び私立特別支援学校	教育委員会事務局特別支援教育課	事後	
令和1年6月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	特別支援教育室長 須藤 隆／県立、市立及び私立特別支援学校長 計26名	課長	事後	
令和1年6月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	教育委員会特別支援教育室 TEL027-226-4653	教育委員会事務局特別支援教育課 TEL027-226-4653	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	500人未満	500人以上	事後	
令和1年6月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策	—	IV リスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	